

第2回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和3年3月23日（火）午後1時30分

閉会 令和3年3月23日（火）午後3時30分

2 開催場所

サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド（盛岡市志家町1-10）

3 教育長及び出席委員

佐藤博教育長

（委員）

大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授（Web参加）、南部さおり日本体育大学教授（Web参加）、佐藤一男教育局長、梅津久仁宏教育次長、山村勉岩手県教育委員会事務局教職員課総括課長、渡辺謙一岩手県教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監、木村克則岩手県教育委員会事務局学校調整課総括課長、中川覚敬岩手県教育委員会事務局学校教育課総括課長、清川義彦岩手県教育委員会事務局保健体育課総括課長、高橋一佳岩手県教育委員会事務局教職員課県立学校人事課長、金野治岩手県教育委員会事務局教職員課小中学校人事課長、須川和紀岩手県教育委員会事務局学校教育課高校教育課長、小野寺哲男岩手県教育委員会事務局学校教育課義務教育課長、泉澤毅岩手県教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長、軍司悟岩手県教育委員会事務局学校調整課産業・復興教育課長、中里武司ふるさと振興部学事振興課総括課長、山本卓美文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、菊池優幸保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

欠席： 大塚耕太郎岩手医科大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士

4 会議の概要

議事ア 再発防止「岩手モデル」策定にあたって共有すべき基本的認識について
事務局が説明（詳細は下記を参照）

議事イ 部会の進捗について
各部会の担当者が説明（詳細は下記を参照）

議事ウ 御遺族等からの意見聴取等について
事務局が説明（詳細は下記を参照）

議事エ その他
なし

議事ア 再発防止「岩手モデル」策定にあたって共有すべき基本的認識について

(委員)

設置要綱に目的が記載されていない。学校現場における体罰・ハラスメント事案の再発云々をゴールとして設定するという理解でよいか。

(事務局)

学校現場における体罰・ハラスメント事案の再発の防止、あるいは学校教育に起因する児童生徒の自死事案の再発の防止、そういったことをこの委員会の中で第一義の目的としてやっていく。キャリア教育のことについても調査報告書では御提言いただいているので、そういった観点も入れなければならないと考えている。

(委員)

学校現場における体罰・ハラスメント事案の再発、学校教育に起因する児童生徒の自死事案の再発の防止、これを目的の一つとして掲げるという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

そもそも設置要綱に目的が書かれていないということが理解できないが、多くの設置要綱には目的が記されているものであり、ここでは問わないが、疑問に思っている。

(事務局)

設置要綱の第1条が一義的には目的である。前回審議した際に各論で論議等が進んだため、今回共有すべき基本的認識というところで目的を詳しく書かせていただいた。

(委員)

協議してどのような結果を出して、実効性のある変化をつくり出すのかということを書いているのが目的であって、協議すること自体は目的にはならないと私は理解している。

(事務局)

参考にさせていただく。

(委員)

すごく気になるところがあり、それは3段落目になる。これだけを読むと、要するに個々の携わる者は端的に教員と言ってしまえば、個々の教師が今回のことを反省して、これまでの指導観や教育観を改め、従来の学校における教育観・指導観を見直すことをしていけば、問題は解決すると読んでしまうように思うのだが、もちろん個々の教師が努力をしたり反省をしたり、指導観や教育観を見直すことは大事だが、仮に個々の教師の場合にはそういうことがあったとしても、なかなかそれが実現しないのが学校現場のメカニズムというか、場の温度というか、そういうこともあるのだと思う。

ですから、こういうことが実現できるための学校文化をどう作っていくのかとか、教員の間での組織文化であったり、あるいは学校文化の中の部活動の文化とか確実にあると思うが、そういうのは岩手の教育に携わる個々人が努力すれば何とかなるというよりは、もう少し根深いというか、構造的な問題でもあると思う。

そういうところでどうメスを入れるのかみたいなところは、ぜひ問題意識というか課題意識としては持ちたいと思っており、教育関係者だけがこの問題を考えていても駄目で、どういうふうに学校の中に外部の目を入れるかとか、外部からの風を入れるかみたいなことも考えなければいけないのだと思う。

(事務局)

我々も教員一人一人だけの問題とは考えてないので、非常に参考になる御意見としていただきたいと思う。

(委員)

3点ほど申し上げたい。

まず、表現の問題として、2段落目のところに「図らずも」という言葉と、「浸透していない面もあった」と書かれているが、「図らずも」は削って、「浸透していない面があった」というふうにしてはいかがかと、本件をきちんと受け止めるという意味で。

2点目だが、3段落目のところで、私も、教員一人一人だけではないというような思いがあった。それから、「生徒の人権を尊重し」ということが書かれ、教育基本法などを参考にされているのかなと思うが、教育基本法の上に憲法があって、憲法は個人として尊重するとなっているし、生徒の人権と言ってしまうと、生徒という、ある意味集団の人権を尊重するというような意味合いにも取れてしまう。ここではやはり生徒個人、一人一人の人権というか、尊厳を守っていくということが必要なのかなと。そこは言葉上も残す必要があるのかなと思うので、ここは生徒一人一人である、個人であるというようなことを明記した方がいいのかなと考えた。

3点目だが、①のところは確かに学校現場における体罰とかハラスメント事案の再発を防止するなど重要だと思うが、調査報告書を拝見していると、意識的、積極的な加害行為だけではなくて、無意識なある意味善意でも生徒を追い込んでしまうようなこともあると思う。意識的、無意識的に限らず、生徒を追い込んでしまうようなことを避けるということが一番の目的なのではないかと思う。その辺りをどこかで表現をできないか、そこが共通認識にできないかと考えた。

(事務局)

「図らずも」とか、表現については検討させていただきたいと思うし、教員一人一人の問題だけではないというのは、先程の委員の御指摘とも重なるところだと思うので、工夫をしたいと思う。

生徒一人一人のということも御指摘のとおりだと思う。具体的に表現として意味が伝わるように工夫をしたいと思う。

最後のところは、なかなか難しいところだなとお聞きしたところだが、何か表現できないのか検討させていただければと思う。

(委員)

先程、別の委員がおっしゃった、無意識のうちに生徒を追い込んでしまう、その辺り私も強く感じており、今回の事案についても、随分、該当の生徒さんがシグナルを発信していた。そのときもなぜ切り取ってあげられなかったか、情報共有と事実確認ができなかったかという辺り、非常に残念であり、その辺りを何とか今回のモデルで表現して、情報共有、事実確認、そしてそうした生徒の声を何とか吸い上げてもらうような、その体制づくりが最も大事だと私は感じる。

ハラスメントにしても不祥事にしても、これだけ岩手県でも、首都圏でも、非常に対応しているのだけれども、どうしても発生してしまう。それをいかに小さな段階で芽を摘むか、その辺りに鍵があるのではないかと、いつもそのように思いながら仕事をしている。

(委員)

「岩手の教育に携わる者」という表現がある。一般的に読み解いていくと、教職員というところになると思うが、この中に教育委員会は含まれるという認識か。

(事務局)

もちろん含まれると考えている。

(委員)

それを聞いてちょっと安心した。この事案、発生する以前から私はちょっと岩手での出来事に関心を寄せており、不適切な表現かもしれないが、前兆となる事案と表現させてもらうが、前兆として同じ教員が生徒に対してPTSD状態に追い込んでしまうことが発生していた。そのことから民事裁判で協議が進められていた。その協議の進行中に本事案が発生してしまった。

この構造から見ていくと、前兆となる事案の御家族は教育委員会に対して再三再四、当該教員が子供と関わることは非常に危険であるという申し出をしていたにもかかわらず、何ら対応が取られずにこうした死亡事例が発生してしまったということを考えれば、大きな要因はもちろん当該教員にあるが、ほぼ同等の責任というか、重みは県教委にもかかってくるのではないかというのが、子供の自殺事案とこの教員絡みの自殺事案を二十数年間見続けてきた私としての感触である。

そういった意味で、教育に携わる者というところに教育委員会が含まれると確認していただけることは大変ありがたいと思っている。

(事務局)

調査報告書の中でも教育委員会の対応について指摘がある。再発防止に向けた中で、前の事案をどのようにして次の事案につなげないようにするか、検証するためにも、このような指摘を尊重して、これから具体的な部会での検討を進めていきたいと考えている。

(事務局)

ただいまいろいろと御指摘いただいたところについては、事務局で検討の上、次回御報告させていただく。修正したものに基づいて、今後そういう基本的な認識を持ってさらに検討を進めていきたいと思う。

議事イ 部会の進捗について

(委員)

12ページ、自殺予防教育検討部会に出てくる関係公所というのはどういうところを意味するのか。

(事務局)

県の教育委員会事務局、県立の総合教育センター、学校の実践いただけるモデル校の3つを考え進めているところ。

(委員)

部活動指導者研修検討部会のところで、研修を2回、9月25日と12月4日、研修があったことを報告いただいたが、研修の参加については案内をして任意で参加できるようなものになっているのか、一定の方の出席義務的な努力義務のようなものがあるのか、まずその点について教えていただきたい。

(事務局)

既に開催した県体協主催事業については、各競技団体から3名～4名といった人数を指定して参加するようと呼びかけたものであり、高校体育連盟、中学校体育連盟の研究大会、③については各競技専門部から専門部員とそれから競技担当者は必ず参加するようと呼びかけをしたもの。

(委員)

それに関連して、研修の内容についての情報共有をしていくことが課題になっているかと思うが、実際に研修に参加して受け止められる部分と、参加した方からこういう研修がありましたと伝えられることで受け止めできる部分、随分違ってくるのかなと思うので、できるだけ指導者が多く参加できるような、仕組みをつくっていくことが必要なのかなと思う。何らか研修の体制を取って、いつも同じ方ではなくて、皆さんが参加するような仕組みができればいいかなと感じた。

進路指導・キャリア教育検討部会のところだが、生徒が自ら自身の進路を選択することができるように進路指導体制の充実を図っていくということは非常に重要なことだと思うが、生徒が自分の進路を自分で決めるということに特化してしまうと、その時点では決められないとか、自分の将来についてまだ分からないというような生徒たちを追い込んでしまうことにもなりかねないと感じる。なので、生徒が自分の意思で決められるというのは非常にいいことだが、そうではない、その時点でまだ自分からどうしたいかが分からないという生徒についても手当てできるようなものを考えていく必要があるのかなと。一度こういうふうにしたいですと生徒が決めたことがあったとしても、いつでも取り消せたりとか、違う進路を考えていけるとか、そのような仕組みができて、それを生徒たちに周知できるようなものが必要なのかなと思う。

(事務局)

研修については、御指摘のとおり直接参加して、講師の先生から直接お話を聞けるのが大前提だと思うので、参加体制、参集の仕方については工夫をして、一人でも多くの指導者が研修を受けられるように考えていきたい。

(事務局)

委員おっしゃるとおりである。高校の場合、社会に出る本当に一步手前なので、出口という部分を意識しながら指導していく部分もある。

ただ、そこが偏ってしまうと、今委員からお話があったようなことが起こり得る。キャリア教育を進路指導イコールみたいな形で捉えている教員がまだ少数ながらいる実態はあるので、そういうところをキャリア教育のあるべき姿、そして生徒が進路を考えながら自分の将来についても考えていけることで、方向性、進路を決めてしまうことが大事なのではなくて、自分の自立するための力を、深めていくというプロセスを大事にしたいと考えている。

(委員)

2点感想というかコメント、1つが部活動参加体制等の検討部会、推薦入試のことだが、高校入学、推薦入試で入学した場合に特定の部活動を義務づけないことを今回明記したということ自体は、確かに大事なことだとは思いますが、よく見てみると推薦基準に「入学後も本校の当該の部で引き続き活動し、活躍が期待できる者」と。そこまで書いた上で、ただし義務づけではないとか後づけ的に書いているみたい。それこそ、さっき申し上げた組織文化だと思う。部活動で引き続き活動して活躍が期待できるまでが推薦基準だとしたら、事実上そこに入らなければいけないと感じるのではないかと思う。義務づけるものではないと加えることは一步前進だとは思いますが、高校入試の推薦はその後のことについては言わないのが普通だと思う。

2点目は、一番最初の部活動指導者の研修の部会と進路指導・キャリア教育の部会にまたがるところ、それぞれに大事なことをされていると思うが、本当に必要なのは、もっとさらに発展的にぜひ検討していただきたいのは、この2つの部会が交わるところというか、ジョイントするところ、つまり部活動の指導者の方が自分が指導している、支援している生徒さんのその後のキャリア発達とかキャリア支援をどう考えているのかみたいなどころなのだと思う。

海外で言えば、部活とかスポーツの指導者が目の前の3年間だけをどう指導するかではなくて、その子の将来をどうするかみたいなどころまでが問われていて、そこにはさらにスポーツをやめた後にどうするの、セカンドキャリアはどうするのみたいなどころまで入っている。日本の従来の部活指導みたいな、上からどんどん教え込んでいくような指導では当然駄目で、本人自身がやろうと考えて判断して、自分から動けるといふふうにならなければいけない。日本でもオリンピックレベルの選手育成、ジュニアのクラスの選手育成のところでは、そういうふうにされていて、それぞれやっていることはすごく素晴らしいことをやっていると思うが、そういうところで特に部活など指導される方は、生徒さんの将来を預かっている3年間だけではなくて、どういうふう将来を支援していこうという構えでやってくださるのか

についての研修みたいなことはあっていいだろう、そういうふうに思ったので、何かそんなところもぜひ考えていただければいい。

(事務局)

推薦基準の部分に関しては、まさにそのとおりだと思う。例に出している学校は、4番で書いていることと、ただし書がある意味矛盾しているところもあるので、今後各校での推薦基準を決める時期より前の段階で、いま一度根本的な検討をお願いしたいと考えている。

それから、先ほどまたがる部分というお話があったが、ここで言う推薦入試は、高校入試の推薦入試である。進路指導・キャリア教育の部分と、部活動指導者の研修の部分と両方にまたがる部分だと思うので、部会を完全に区切ってやるのではなくて、連携できる部分については連携という形を考えていきたいと思っている。

(委員)

部活動の推薦の問題、これに関してちょっと付け加えておくと、今までも必ずしも部活動に参加、継続しなければならないということではなかったというところも地域的にあり、ところが顧問の教員から「おまえ分かっているだろうな」という一言を言われてやめることができずに苦しんだ挙げ句に自殺をしてしまうというケースが複数見られている。制度上の整備ももちろん重要だが、それをどう運用していくかというのも次のステップとして非常に重要なのかなと思っている。

自殺という観点から加えると、自殺予防教育、それから援助希求啓発の部分なのだが、SOSの出し方の問題であったり、援助希求の問題であったり、児童生徒のほうに求めるケースが最近非常に目につく。短期的な予防・防御という観点からは重要なことではあるが、そもそも考えれば援助希求をしなければならないとか、SOSを発信しなければならない状況をつくらない、否定的な言い方ではあるが、そちらのほうが優先されるべき問題である。例えば教員の言動を背景とした子供の自殺の中では、そういった援助を深めるような、必要な状況を教員自らつくり出しているというケースもあるし、それからこれは背景に多忙等の問題もあるとは思いますが、いじめの被害を訴えた生徒に対して、それくらい我慢しなさいとか、そんなことで弱音を吐いているようでは社会に出てから困るのですよと言われてしまって、挙げ句自ら命を絶ってしまった子供の例、たくさんある。

そういった意味で、短期的な予防策としてのSOS、援助希求というのは分かるが、そのほかのもっと総合的な子供の心の負担をいかに減らしていくかという部分もぜひ今後の視野に入れていただけたらいいなと思う。

これは提案なのだが、部活動のところでスポーツ指導の部分、講演等が開かれている、これは大変いいことだと思うが、実はこの情報を保護者にも送っていただき

たいと思っている。部活動指導者等がどのような勉強をしているか、どのような方向を目指して今いろいろ変化を起こしつつあるところだということを保護者にも見て知っていただいて、教育の推進を少しずつ力強くしていく、あるいはこういう目標に向かっていることとは逆のことが指導現場で起きているということを保護者の方々へ情報発信していただき、教育委員会もそれを受け止めて、より適切な方向へと整備していくといったこととして、保護者への情報提供、保護者の参加ということも重要ではないかなと考える。

(事務局)

保護者にも広くというのはごもっともなので御意見として承っておきたいと思う。

(事務局)

自殺予防、援助希求等に係る部会を進める中で参考にさせていただく。

(委員)

部活動については4つ大きな要点が考えられている。

1つ目は、学校の教育目標、これをなしには部活動は成立しない。2つ目が顧問の指導技術、そして3つ目が生徒個人の活動目標、そして4つ目は本当に大切な保護者の願いである。どうしても顧問の指導理念が強くなり過ぎてしまって、このバランスが崩れる。子供たちの活動目標、あるいは保護者の願いを無視した、そうした活動になってしまっている現状があるかと思う。学校の教育目標、指導理念、子供たちの活動目標、保護者の願い、この4つのバランスを取っていくこと、これが部活動の指導者研修につきましても大変大切なことだと思う。

部活動を上下関係というか、先輩、後輩の、教員の中にもそんな意識がありがちだということを感じている。こうした中で、風通しのいい組織づくり、いわゆる自浄作用と申しますか、後輩の若手のほうでもちゃんと意見が言えるような、そんな組織づくりも非常に大切なものであるという、そんな感じを受けている。

(事務局)

部活動に関わる学校、それから顧問、生徒、保護者、いわゆる関わる全ての者が共通理解をするということが非常に大切なものとして捉えており、本県でも各学校で部活動連絡会というものを開催して、それを積極的に推し進めている。今申し上げた4関係者のほかに、外部コーチ、部活動指導員、委託も含めて全ての関係者が一堂に会して目的とか課題、ほかには生徒の現状等を把握しながら共通理解の下、部活動を進めるという取組を強く今進めているところであり、県内の学校では非常に高い実施率となっている。そういったものを通して、よりよい部活動を進めていくた

いと考えているところ。

(委員)

部活動の指導者研修検討部会のところで、参加される指導者が各競技団体に任意の参加になってという話があったと思うが、実際ハラスメントをしたり体罰をしたりする指導者こそがこういった研修会に出ないので、そういった人も必ず出られるような仕組みをつくらないと、こういったいい研修会を行ったとしても、要するに普段から意識の高い、パワハラなんかと無縁の人ばかりがいつも来るという、そういったことになってしまうと思う。

推薦入試のところだが、これから県教委、策定委員会でやるとは思いますが、これは岩手県立高校の生徒だけのことになっていると思うが、「岩手モデル」とうたうのであれば、私立学校の生徒についても、県知事になるのか、私学協議会みたいなどころになるのか分からないが、そういったところに働きかけるなど共有していただきたいと考えた。

(事務局)

私立高校もというのはまさにごもっともな御意見だと思う。まずは私立高校との情報交換の場が年に数回あるので、そういう場面を通してとか、私立高校も自分の学校の魅力を掲げて推薦を使っている場合があるので、そういう状況等を伺いながら、よりよい方向を目指していくことも必要だと考えている。

(事務局)

研修会参加については、県体協管下の競技団体、高校体育連盟、高文連は基本的に全ての競技から参加するよう取り組んでいるところである。全員参加は今のところ不可能であるものの、より多く者が参加できる体制を組めるよう、部会で検討して行きたい。

議事ウ 御遺族等からの意見聴取等について

(事務局)

第1回の策定委員会の中で、被害に遭われた方の保護者の方、それから今回の事案の御遺族などから御意見、あるいはこの委員会に対する希望を聴取する必要があるのではないかという御提案があった。設置要綱の第4条に、この委員会が必要であると認めたときは、遺族等構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができるとしているところである。これについてお諮りさせていただいて、委員会として検討していただければと考えている。

(委員)

様々な再発防止策の検討がなされているわけだが、いろいろなケースを見ていくにつれ、その再発防止を立てるに至ったもとの事案の理解が不十分だというケースが散見される。そのために、直接の事案、引き金となった事案とずれてしまった再発防止策がつけられるのが最近の傾向である。つまり一般論に座してしまっているということ。そういった意味で、御遺族から意見を直接伺うのは、我々にとって非常に重要な場面だと思うので、十分に時間を取って、お話しなさいたい内容に関して十分にお話しいただくことが必要だと思う。

(委員)

御遺族、関係者の方のお話を伺うということは、私のほうが1回目のときから強く希望していたということなので、実現するという事は非常にありがたいことだと思っている。

先程別の委員から発言があったように、例えば短い時間で書いたものを読み上げるとか、その程度の聞き取りだと大して意味はないと思うので、じっくりと御意見を伺う機会も設けていただくということも、我々からも様々な質問をしてとかという形で意思をそれぞれ意見交換ができるような機会にさせていただきたいと考えている。

(事務局)

具体的方策等については、事務局で今後御遺族の方等と御相談させていただきな
がらと思う。

(事務局)

スケジュール調整をさせていただきたい。仕事があつて平日では御都合がつかない場合もあるかと思う。土曜日等の週休日等も活用させていただいて、この会を持たなければならないかなと考えるところ。第3回の策定委員会は6月中旬を想定している。

会議自体も全体の長さの問題と、それから協議する内容、御意見聴取以外に協議しなければならない内容等がまだはつきり固まっていないので、その辺りを調整させていただいて時間設定も考えさせていただきたいと思っている。

(事務局)

ただいま事務局から説明のあった方向で進めさせていただくということでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ないということで理解した。

御遺族代理人弁護士から要望書が提出されているので、これについて事務局のほうから説明を。

(事務局)

代理人弁護士から裁判で提出された意見書、陳述書を共有してほしいという申出を受けているところである。具体的には裁判で提出された委員の意見書、被害者の方の陳述書、被害者の保護者の方の陳述書、さらには当時の高校部員の方が書いた意見書、この4種類を委員の中で共有してほしいというお話があった。裁判の全体像をお分かりにならない方もいると思うので、その概要についての資料も付けたいと思うが、この辺りを共有することについてお諮りしたい。

(委員)

御遺族の代理人から資料を共有してほしいという趣旨のところだが、本委員会の例えばどういうところに反映してほしいとか、そのような御説明というのはあるのか。

(事務局)

特に御説明なかったが、背景となっている事案について、委員の方々にもきちんと理解していただきたいという趣旨でお話をいただいているところである。

(委員)

共有することについては別に異論ない。

(委員)

補足させてほしい。私が書いた意見書なので、弁護士から事前にこういったことについての打診というか、お話というのは伺っていたので、私のほうから少し補足というか代弁をさせていただく。

この「岩手モデル」というのは、再発防止「岩手モデル」とうたっている。ということ、つまりこういったことの再発を防止したいのかということがはっきりしない限り、再発防止というのは名ばかりになるであろうということで、実際こういったことで前の事案が起き、そして本事案につながるということをきちんと理解された上で再発防止というものを意識したモデルづくりをしてほしいという、こういった趣旨であると承っている。

(事務局)

資料について共有するというので、事務局から別途委員の皆様にお送りさせていただきます。

議事エ その他

なし